

一般會計二億九千八四三万円

商工開発課の新設も

第三回町議会定例会は、三月七日から三月十八日まで開かれ、最終日の二十八日本会議で、各常任委員会が付託された議案、計頭日以上の常任委員長から審査報告があり、四十年度町一般会計当初予算と二十六議案を委員長報告通り可決、継続審査されたこの請願七件について一件不採択、三件を継続審議、三件を採択と決めた。このあと町観望設置案例の一部改正を含む五議案を原案通り可決した。

### 第3回町議会定例会

町特別職の職員及び非常勤の職員の報酬及び費用負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について（議案第二八号）

これは、農業者の報酬のうちの、農業者会の委員長長年額八〇、〇〇〇円、委員年額三〇、〇〇〇円（四十二年四月一日から適用する）

町立学校条例の一部を改正する条例の制定について（議案第二九号）

町特別職の職員及び非常勤の職員の報酬及び費用負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について（議案第二八号）

これは、農業者の報酬のうちの、農業者会の委員長長年額八〇、〇〇〇円、委員年額三〇、〇〇〇円（四十二年四月一日から適用する）

これは、国営土地改良事業によって造成した道路施設に、知事から町道として認定の申請があったもの。

① 吉野川横断線（吉野川橋杭点から横断橋までの八十八米四寸）

② 大野谷信号線（高畑橋杭点から横断橋までの二百五十五米）

③ 蘆果線杭点から吉野川橋杭点までの二百五十五米）

これは、国営土地改良事業によって造成した道路施設に、知事から町道として認定の申請があったもの。

(二)人したと②団長  
及③副団長の任期を四年  
(改訂前二年)とした。④団員  
の停年率は、四十五歳まで  
であったが、団長が事情に  
よって特に必要があると認  
めた場合は、五十才まで可  
しとする。⑤団員の費用は  
公費、水炊い、餐食訓練の  
場合、火災、驚成訓練の  
場合、一回一圓、三〇円以  
上であつたものが三五〇  
円内、機関員手当を消防車  
手当より減額する。

二)各条例について  
同案例のうち、消防団  
(員)に關係ある部を削  
除するもの。  
①秋田市職員退職手当組  
合規約の一部変更につい  
て(議案第三組合である秋田  
一部事務組合)  
黒野町職員退職手当組合  
規約の改正で、加戸町村  
名等なるの変更、加人に  
よるもの。

町課、室設置条例の一部を改正する条例制定について（議案第四〇号）

議会だより

昭昭40年中の

このほど町議会議事務局がまとめた昭和四十年中の町議会の状況はつぎのとおりです。

小猿郡土地改良区域に編入になるため。

町議会状況

継続審議5  
↓全員協議会  
町長招集3回 議長招集

このほど、町社会福祉協会の「香典返し」に寄付金を寄せられました。ご芳志に感謝いたします。

長谷川錦司さん（東住吉町）から、町岩司さんの香典返しとして五千円

神成嘉久さん（小森）から、亡父・嘉雄（元蘆葉町助役）の香典返しとして一万円

[illegible]

造改善事業  
カ九千円  
カ九千円  
土  
カ九千円  
十八万六  
千八百六十  
四元  
百四十  
百中統  
資千四百  
上してい  
細部にお  
日号でつ

◎沢口財産区管理会補欠委員の選任について（議案第三〇号）

沢口財産区管理会委員、  
畠山富松氏が四月四日  
七日死亡により欠員のため  
て協裕子藤枝氏の内五  
畠山東氏を選任するもの

④消防団の設置等に関する条例制定について（議案第三三三号）

◎消防団員の定員、任用給与、勤務等に関する条例制定について（議案第三三三号）

現在までの消防団設置組

則を条例化したものと、消防団員の定員並に任用に関する条例、消防団員業務規程及び懲戒条例を一

円。その他の動静消防ポンプ担当年額一、二〇〇円といたこと。③義務災害補償、退職報酬金、支給等については、それぞれ果清川組合等組合の支給方法によること。

④町火災予防条例の一部を改正する条例（議案三四号）

危険物、特殊可燃物の貯蔵又は取扱い基準に違反

阿部三三

●粟果三カ町村衛生組合を組する町村の増加及び規程変更について

（議案第三七号）

一部事務組合である粟果町外三カ町村衛生施設組合に、四十二年四月一日から阿部町を加するため規約を変更するもの。

新設工場に

|                                            |                                            |                                            |                                            |
|--------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 臨時會 4 回<br>臨時會 4 回<br>付議事件                 | 定例会 4 回<br>議案 67<br>議案 15<br>請願 1<br>請願 57 | 臨時會 延 33 日<br>延 4 日                        | 定例会 延 33 日                                 |
| ① 定例会 延 288<br>臨時會 延 96                    | ② 定例会 延 288<br>臨時會 延 96                    | ③ 定例会 延 288<br>臨時會 延 96                    | ④ 定例会 延 288<br>臨時會 延 96                    |
| 議員數 28 人<br>最少同 21 人<br>臨時會 6 人<br>最少同 2 人 | 議員數 28 人<br>最少同 21 人<br>臨時會 6 人<br>最少同 2 人 | 議員數 28 人<br>最少同 21 人<br>臨時會 6 人<br>最少同 2 人 | 議員數 28 人<br>最少同 21 人<br>臨時會 6 人<br>最少同 2 人 |

まもらしましょう



昭和40年度町一般会計補正後の総額3億8千286万円に

◎昭和四十年年度町一般会計―二百二万五千円）▽

補正予算へ第5号▽（議案  
第二〇号）  
交付税三百二万三千円  
担金二十五万円▽使用

歳入歳出予算の総額に二  
び手数料五十八万七千  
七百四十五円を追加し  
て国庫支出金三百四十

三億八千二百八十六万七千八百円▽県支出金百一

補正の主なものは次のと  
七万二千円▽寄付金一

◆歳入(追加補正額)

|    |      |      |      |
|----|------|------|------|
| 千円 | ▽諸収入 | 百二十一 |      |
| 千円 | 減額   | ▽町債  | 百二十五 |

▽町税八百四十五万七千円  
（町民税一三百八十五万一千円）

◆歳出  
▽議会費十二万七千円

千円、固定資産税―百十九  
万七千円、煙草消費税―八  
生費五十八万八千円減

十五万四千円、電気ガス税  
一十三万円、木材引取税  
▽衛生費百十六万四千円  
▽労働費千円減額▽農

一五三六日  
木戸取利ノ代價ニ  
日銀壹萬圓

ことしも自主  
納税で完納…

◎納税者のみなさん、  
4月から新しい会計年  
度がはじまります。自  
主納税にご協力くださ  
い。

◎税金をらくに納める  
には……納税貯蓄組  
合に加入しましょう。

4月の納税 固定資産税  
 国民健康保険税  
 1期 軽自動車税全期

4月のこよみ

◆固定資産税、国民健康  
保険第一期、軽自動車税  
期の納期◆  
1日 会計年度初め

|     |            |
|-----|------------|
| 5日  | 清明         |
| 7日  | 世界保険デー     |
| 8日  | 花まつり       |
| 10日 | 婦人週間       |
| 11日 | メートル法公布記念日 |

16日 発明の日  
20日 通信記念日 穀雨  
26日 講和発効記念日  
29日 天皇誕生日

一部を次のように改正する。新たに商工開発課を設け、第一条中、六農林課の次に、七商工開発課を加え以下順次繰り下げ

除雪費予算措置に関する  
接渉委員会  
3 回町当局と協議  
正副議長常任委員長協議  
会 3 回

議会たより

昭昭40年中の町議会状況

新設工場に  
機械貸付け

鷹巣町新設工場機械  
渡条例について（議

臨時会 11 最  
員数 26 人

實付  
案第

總務委員會  
教育民生  
産業經濟

新入学児童をみんなで事故からまもりましょう



